ＶＯＣ関係法令

付録

【大気汚染防止法】

「大気汚染防止法（昭和４３年６月１０日法律第９７号　最終改正平成２７年６月１９日法律第４１号）」、及び「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行について（通知）（平成１７年６月１７日付　環管大発第０５０６１７００１）」において、規制対象となる規模要件に満たない事業者の責務等に関する記述を以下に抜粋した。

□ 大気汚染防止法

（定義等）

第２条

４　この法律において「揮発性有機化合物」とは、大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物（浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない物質として政令で定める物質を除く。）をいう。

５　この法律において「揮発性有機化合物排出施設」とは、工場又は事業場に設置される施設で揮発性有機化合物を排出するもののうち、その施設から排出される揮発性有機化合物が大気の汚染の原因となるものであって、揮発性有機化合物の排出量が多いためにその規制を行うことが特に必要なものとして政令で定めるものをいう。

（施策等の実施の指針）

第１７条の３　揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制に関する施策その他の措置は、この章に規定する揮発性有機化合物の排出の規制と事業者が自主的に行う揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組とを適切に組み合わせて、効果的な揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制を図ることを旨として、実施されなければならない。

（排出基準）

第１７条の４　揮発性有機化合物に係る排出基準は、揮発性有機化合物排出施設の排出口から大気中に排出される排出物に含まれる揮発性有機化合物の量（以下「揮発性有機化合物濃度」という。）について、施設の種類及び規模ごとの許容限度として、環境省令で定める。

（事業者の責務）

第１７条の１４　事業者は、その事業活動に伴う揮発性有機化合物の大気中への排出又は飛散の状況を把握するとともに、当該排出又は飛散を抑制するために必要な措置を講ずるようにしなければならない。

（国民の努力）

第１７条の１５　何人も、その日常生活に伴う揮発性有機化合物の大気中への排出又は飛散を抑制するように努めるとともに、製品の購入に当たつて揮発性有機化合物の使用量の少ない製品を選択すること等により揮発性有機化合物の排出又は飛散の抑制を促進するよう努めなければならない。

□ 大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行について（通知）

第２　定義

１　ＶＯＣ

（１）　ＶＯＣ

規制の対象となるＶＯＣについては、改正後の大気汚染防止法（以下「法」という。）において、「大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物（浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない物質として政令で定める物質を除く。）」と定義している（法第２条第４項）。

気体の状態で大気中に排出され、又は飛散する有機化合物は、一部の物質を除き、大気中における光化学反応の結果、オキシダント（オゾン等）を生成する。また、光化学反応の結果、ＶＯＣが低揮発性の有機化合物を生成し、それが凝縮等により、浮遊粒子状物質を生成する。したがって、特に規制対象物質の名称を限定列挙せず、多種多様な物質をＶＯＣとして包括的に規制することとした。我が国の工場等においては、現在、約 200 種類のＶＯＣに該当する物質が広く使用されていると推計しているが、関係者の理解を容易にするため、ＶＯＣに該当する主な物質の名称を別紙１*に掲げた。

第 11　事業者の責務

規制の対象となるＶＯＣ排出施設の排出口からの排出の抑制のみならず、ＶＯＣの排出又は飛散の抑制のために必要な措置を幅広く講じることを事業者の責務とした（法第 17 条の 13 (注1)）。

ＶＯＣは、屋外塗装などの屋外作業に伴って飛散するもの、排出口以外の窓等の開口部から排出されるもの及びＶＯＣ排出施設以外の施設から排出されるものも多くある。これらについては、本条及び法第 17 条の２ (注2) に規定する施策等の実施の指針を受けて、事業者の自主的取組で対応することとしている。

第 12　国民の努力

ＶＯＣの多くは、塗料・インキ等の溶剤として使用されているが、近年、ＶＯＣを含有しない、又はＶＯＣの含有量が少ない塗料・インキ等（以下「低ＶＯＣ塗料等」という。）が開発されている。このことにかんがみ、国民が塗料等を使用するに当たっては、低ＶＯＣ塗料等を選択することにより、日常生活に伴うＶＯＣの大気中への排出又は飛散を抑制することに努めなければならないこととした（法第 17 条の 14 (注3)　前段）。

また、製品製造時における低ＶＯＣ塗料等への転換は、これを用いて製造される製品の外観等に影響を及ぼすため、国民からの厳しい要求に耐えられないことがある。また、排出ガス処理装置の導入は、事業者にとって多額の環境投資を必要とし、製品の価格を上昇させる可能性がある。このことにかんがみ、国民が製品を購入するに当たっては、これらのＶＯＣ排出抑制対策に取り組んでいる事業者が提供する製品（以下「低ＶＯＣ製品」という。）を選択すること等により、ＶＯＣの大気中への排出又は飛散の抑制を促進することに努めなければならないこととした（法第 17 条の 14 (注3)　後段）。

地方公共団体におかれても、国民の理解を深め、低ＶＯＣ製品を優先的に購入・調達する動きが拡大するよう、適切な措置を講ずるよう努められたい。

・＊「別紙１」に掲げるＶＯＣに該当する主な物質の名称は、次ページに掲載した。

・注１～注3 については原文には記載がないが、法改正により条文番号が平成17 年当時と異なるため、都にて付した。

（注1）平成17 年当時の条文番号（現行の条文では第17 条の14）

（注2）平成17 年当時の条文番号（現行の条文では第17 条の3）

（注3）平成17 年当時の条文番号（現行の条文では第17 条の15）

別紙１　VOC に該当する主な物質

1	トルエン	51	イソホロン
2	キシレン	52	シクロヘキサノン
3	1,3,5-トリメチルベンゼン	53	エタノール
4	酢酸エチル	54	メチルシクロペンタン
5	デカン	55	酢酸ビニル
6	メタノール	56	3-メチルヘキサン
7	ジクロロメタン	57	2,3-ジメチルブタン
8	メチルエチルケトン	58	2,2-ジメチルブタン
9	n-ブタン	59	メチルシクロヘキサン
10	イソブタン	60	イソプロピルセロソルブ
11	トリクロロエチレン	61	1,2-ジクロロエタン
12	イソプロピルアルコール	62	塩化ビニル
13	酢酸ブチル	63	テトラフルオロエチレン
14	アセトン	64	エチルベンゼン
15	メチルイソブチルケトン	65	クメン
16	ブチルセロソルブ	66	クロロエタン
17	n-ヘキサン	67	トリクロロエタン
18	n-ブタノール	68	アクリロニトリル
19	n-ペンタン	69	テトラヒドロフラン
20	cis-2-ブテン	70	エチレングリコールモノメチルエーテル
21	イソブタノール	71	n-プロピルブロマイド
22	プロピレングリコールモノメチルエーテル	72	メタクリル酸メチル
23	テトラクロロエチレン	73	1,3-ブタジエン
24	シクロヘキサン	74	1,1-ジクロロエチレン
25	酢酸プロピル	75	2,4-ジメチルペンタン
26	trans-2-ブテン	76	酸化プロピレン
27	エチルセロソルブ	77	クロロホルム
28	ウンデカン	78	臭化メチル
29	ノナン	79	ジペンテン
30	プロピレングリコールモノメチルエーテルアセテート	80	1-ヘプテン
31	2-メチルペンタン	81	1,4-ジオキサン
32	エチレングリコール	82	アセトニトリル
33	2-メチル-2-ブテン	83	塩化アリル
34	エチルシクロヘキサン	84	アクリル酸
35	テトラリン	85	イソプレン
36	メチルアミルケトン	86	アセトアルデヒド
37	メチル n-ブチルケトン	87	1,2-ジクロロプロパン
38	クロロメタン	88	メチルセロソルブアセテート
39	ベンジルアルコール	89	エチレンオキシド
40	シクロペンタノン	90	o-ジクロロベンゼン
41	2-メチル-1-ブテン	91	クロロベンゼン
42	n-ヘプタン	92	ギ酸メチル
43	ビシクロヘキシル	93	トリエチルアミン
44	N,N-ジメチルホルムアミド	94	3-メチルヘプタン
45	trans-2-ペンテン	95	フェノール
46	cis-2-ペンテン	96	ナフタレン
47	スチレン	97	アクリル酸メチル
48	N-メチル-2-ピロリドン	98	シクロヘキシルアミン
49	エチルセロソルブアセテート	99	ホルムアルデヒド
50	ベンゼン	100	エピクロロヒドリン

□ 規制対象となる揮発性有機化合物排出施設及び排出基準

<table>
<tr><th>揮発性有機化合物排出施設</th><th>規模要件</th><th colspan="2">排出基準</th></tr>
<tr><td>揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設</td><td>送風機の送風能力が3,000m^3/時以上のもの</td><td colspan="2">600ppmC</td></tr>
<tr><td rowspan="2">塗装施設（吹付塗装に限る。）</td><td rowspan="2">排風機の排風能力が100,000m^3/時以上のもの</td><td>自動車の製造の用に供するもの</td><td>既設 700ppmC
新設 400ppmC</td></tr>
<tr><td>その他のもの</td><td>700ppmC</td></tr>
<tr><td rowspan="2">塗装の用に供する乾燥施設
（吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。）</td><td rowspan="2">送風機の送風能力が10,000m^3/時以上のもの</td><td>木材・木製品（家具を含む。）の製造の用に供するもの</td><td>1,000ppmC</td></tr>
<tr><td>その他のもの</td><td>600ppmC</td></tr>
<tr><td>印刷回路用銅張積層板、粘着テープ・粘着シート、はく離紙又は包装材料（合成樹脂を積層するものに限る。）の製造に係る接着の用に供する乾燥施設</td><td>送風機の送風能力が5,000m^3/時以上のもの</td><td colspan="2">1,400ppmC</td></tr>
<tr><td>接着の用に供する乾燥施設
（前項に掲げるもの及び木材・木製品（家具を含む。）の製造の用に供するものを除く。）</td><td>送風機の送風能力が15,000m^3/時以上のもの</td><td colspan="2">1,400ppmC</td></tr>
<tr><td>印刷の用に供する乾燥施設（オフセット輪転印刷に係るものに限る。）</td><td>送風機の送風能力が7,000m^3/時以上のもの</td><td colspan="2">400ppmC</td></tr>
<tr><td>印刷の用に供する乾燥施設（グラビア印刷に係るものに限る。）</td><td>送風機の送風能力が27,000m^3/時以上のもの</td><td colspan="2">700ppmC</td></tr>
<tr><td>工業製品の洗浄施設（乾燥施設を含む。）</td><td>洗浄剤が空気に接する面の面積が5㎡以上のもの</td><td colspan="2">400ppmC</td></tr>
<tr><td>ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8度において蒸気圧が20キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク（密閉式及び浮屋根式（内部浮屋根式を含む）のものを除く。）</td><td>1,000kL以上のもの
（ただし、既設の貯蔵タンクは、容量が2,000kl以上のものについて排出基準を適用する。）</td><td colspan="2">60,000ppmC</td></tr>
</table>

注「送風機の送風能力」が規模の指標となっている施設で、送風機がない場合は、排風機の排風能力を規模の指標とする。

注「乾燥施設」はVOCを蒸発させるためのもの、「洗浄施設」はVOCを洗浄剤として用いるものに限る。

注「ppmC」とは、排出濃度を示す単位で、炭素換算の容量比百万分率である。

□ 化学物質の適正管理

（化学物質の適正管理）

第１０８条　知事は、放射性物質を除く元素及び化合物（以下「化学物質」という。）を取り扱う事業者による化学物質の管理の適正化、環境への排出の抑制、有害性の少ない物質への転換及び事故の防止（以下「化学物質の適正管理」という。）等の確保を図るため、当該事業者が化学物質を適正に管理するために行うべき措置等を示した指針（以下「化学物質適正管理指針」という。）を定め、公表するものとする。

２　化学物質を取り扱う事業者は、化学物質適正管理指針に基づき、その事業所における化学物質の使用量、製造量、製品としての出荷量並びに特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律（平成１１年法律第８６号）第５条第１項の規定する排出量及び移動量（以下「使用量等という。」）を把握するとともに、化学物質の適正な管理に努めなければならない。

（化学物質に関する情報提供等）

第１０９条　知事は、化学物質の性状、取扱方法、代替物質等に関する情報を収集し、その提供に努めなければならない。

２　化学物質を製造し、又は販売する者は、前項の情報を有するときは、その提供に努めるとともに、環境の保全上支障を及ぼすことの少ない化学物質の開発及びその利用の促進に努めなければならない。

（適正管理化学物質の使用量等の報告）

第１１０条　工場及び指定作業場を設置している者で、規則で定める量以上の適正管理化学物質（性状及び使用状況等から特に適正な管理が必要とされる化学物質として規則で定めるものをいう。以下同じ。）を取り扱うもの（以下「適正管理化学物質取扱事業者」という。）は、事業所ごとに、毎年度、その前年度の当該適正管理化学物質ごとの使用量等の把握を行い、規則で定めるところにより知事に報告しなければならない。

２　前項の場合において、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第５条第２項の規定により、主務大臣に排出量等の届出を行った者は、その届出を行った事項については、当該届出を行った年度における前項の報告を要しない。

施行規則

第５１条　条例第１１０条第１項に規定する規則で定める量は、事業所ごとの年度に取り扱ういずれかの適正管理化学物質の量が１００キログラムとする。

２　条例第１１０条第１項に規定する規則で定める特に適正な管理が必要とされる適正管理化学物質は、別表に掲げる化学物質とする。

３　条例第１１０条第１項の規定による報告は、毎年６月末日までにその前年度に取り扱った量が１００キログラム以上である適正管理化学物質について、別記第２８号様式による適正管理化学物質の使用量等報告書により行わなければならない。

（化学物質管理方法書の作成等）

第１１１条　適正管理化学物質取扱事業者は、化学物質適正管理指針に基づき、事業所ごとに化学物質を適正に管理するための方法書（以下「化学物質管理方法書」という。）を作成しなければならない。

２　適正管理化学物質取扱事業者のうち規則で定める規模以上の事業所を設置するものは、事業所ごとに化学物質管理方法書を作成し、又は変更したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく知事に提出しなければならない。

施行規則

第５２条　条例第１１１条第２項に規定する規則で定める規模は、従業員の数が２１人で、かつ、年度に取り扱ういずれかの適正管理化学物質の量が１００キログラムであることとする。

２　条例第１１１条第２項に規定する化学物質管理方法書の提出は、別記第２９号様式による化学物質管理方法書によらなければならない。

（化学物質の適正な管理の指導等）

第１１２条　知事は、化学物質の適正管理の確保を図るため、第１１０条第１項に基づく適正管理化学物質の使用量等の報告及び化学物質管理方法書の作成に関し、当該適正管理化学物質取扱事業者に対し、必要に応じ指導及び助言を行うものとする。

□ 適正管理化学物質一覧

No.	物質名	VOC	No.	物質名	VOC
1	アクロレイン	○	30	水銀及びその化合物	－
2	アセトン	○	31	スチレン	○
3	イソアミルアルコール	○	32	セレン及びその化合物	－
4	イソプロピルアルコール	○	33	チウラム	－
5	エチレン	○	34	チオベンカルブ	－
6	塩化スルホン酸	－	35	テトラクロロエチレン	○
7	塩化ビニルモノマー	○	36	1,1,1―トリクロロエタン	○
8	塩酸	－	37	1,1,2―トリクロロエタン	○
9	塩素	－	38	トリクロロエチレン	○
10	カドミウム及びその化合物	－	39	トルエン	○
11	キシレン	○	40	鉛及びその化合物	－
12	クロム及び三価クロム化合物	－	41	ニッケル	－
13	六価クロム化合物	－	42	ニッケル化合物	－
14	クロルピクリン	○	43	二硫化炭素	○
15	クロロホルム	○	44	砒(ひ)素及びその無機化合物	－
16	酢酸エチル	○	45	ポリ塩化ビフェニル	－
17	酢酸ブチル	○	46	ピリジン	○
18	酢酸メチル	○	47	フェノール	○
19	酸化エチレン	○	48	ふっ化水素及びその水溶性塩	－
20	シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く無機シアン化合物)	－	49	ヘキサン	○
			50	ベンゼン	○
21	四塩化炭素	○	51	ホルムアルデヒド	○
22	1,2―ジクロロエタン	○	52	マンガン及びその化合物	－
23	1,1―ジクロロエチレン	○	53	メタノール	○
24	シス―1,2―ジクロロエチレン	○	54	メチルイソブチルケトン	○
25	1,3―ジクロロプロペン	○	55	メチルエチルケトン	○
26	ジクロロメタン	○	56	有機燐(りん)化合物(EPNに限る。)	－
27	シマジン	－	57	硫酸	－
28	臭素化合物(臭化メチルに限る。)	○	58	ほう素及びその化合物	－
29	硝酸	－	59	1,4―ジオキサン(注)	○

○：VOCに該当する物質

(注) 平成24年12月17日に環境確保条例施行規則が改正され、適正管理化学物質に1,4-ジオキサンが追加された。

□ 有害ガス規制基準／有害ガス取扱施設の構造基準

東京都の環境確保条例では、有害ガスに関して、人の健康に障害を及ぼす物質のうち気体状又は微粒子状物質（ばい煙を除く。）の 42 物質に対して規制基準が定められている。

また、有害ガスを取り扱う工場又は指定作業場の有害ガス取扱施設に対して構造・維持管理基準を定めている。

□ 有毒ガス規制基準

No.	規制対象物質	基準値（mg/m^{3}N）	（参考）ppm 換算値	施設の種類（注）	排ガス処理方法
1	弗素及びその化合物	9	10	1	水洗浄等
2	シアン化水素	6	5	2	アルカリ薬液洗浄等
3	ホルムアルデヒド	70	52	2	吸着、触媒燃焼、直接燃焼、薬液洗浄等
4	塩化水素	40	25	2	水洗浄等
5	アクロレイン	10	4	2	凝縮とアルカリ薬液洗浄の併用、吸着、触媒燃焼、直接燃焼等
6	塩素	30	9.5	1	薬液洗浄等
7	臭素及びその化合物	70	9.8	2	アルカリ薬液洗浄、吸着等
		ただし、臭化メチルにあっては 200	47（臭化メチル）		吸着等(臭化メチル)
8	窒素酸化物	200	97	2	アルカリ薬液洗浄等
9	フェノール	200	48	2	吸着、触媒燃焼、直接燃焼、薬液洗浄等
10	硫酸(三酸化いおうを含む。)	1	1mg/m^{3}N	2	水洗浄等
11	クロム化合物	0.25	0.25mg/m^{3}N	1	水洗浄等
12	塩化スルホン酸	1	1mg/m^{3}N	2	水洗浄等
13	ピリジン	40	11	2	吸着等
14	スチレン	200	43	2	吸着、触媒燃焼、直接燃焼等
15	エチレン	300	240	2	吸着、触媒燃焼、直接燃焼等
16	二硫化炭素	100	29	2	吸着、触媒燃焼、直接燃焼、凝縮と吸着の併用等
17	クロルピクリン	40	5.5	2	吸着等
18	ジクロロメタン	200	53	2	吸着、凝縮と吸着の併用等
19	1,2-ジクロロエタン	200	45	2	吸着、凝縮と吸着の併用等
20	クロロホルム	200	38	2	吸着、凝縮と吸着の併用等
21	塩化ビニルモノマー	100	36	2	吸着、凝縮と吸着の併用等
22	酸化エチレン	90	46	2	触媒燃焼、直接燃焼等
23	ヒ素及びその化合物	0.05	0.05mg/m^{3}N	2	薬液洗浄、集じん等
24	マンガン及びその化合物	0.05	0.05mg/m^{3}N	2	薬液洗浄、集じん等
25	ニッケル及びその化合物	0.05	0.05mg/m^{3}N	2	薬液洗浄、集じん等

（つづく）

No.	規制対象物質	基準値 (mg/m^{3}N)	(参考) ppm 換算値	施設の種類(注)	排ガス処理方法
26	カドミウム及びその化合物	1	1mg/m^{3}N	1	薬液洗浄、集じん等
27	鉛及びその化合物	10	10mg/m^{3}N	1	薬液洗浄、集じん等
28	メタノール イソアミルアルコール イソプロピルアルコール アセトン メチルエチルケトン メチルイソブチルケトン ベンゼン トルエン キシレン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン 酢酸メチル 酢酸エチル 酢酸ブチル ヘキサン	これらの物質の合計が 800 ただし ﾍﾞﾝｾﾞﾝ 100 ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ 300 ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ 300 ﾒﾁﾙｲｿﾌﾞﾁﾙｹﾄﾝ 200 ﾄﾙｴﾝ 200 ﾍｷｻﾝ 200 以上含まれないこと	これらの物質の合計が 200 ただし ﾍﾞﾝｾﾞﾝ 29 ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ 51 ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ 41 ﾒﾁﾙｲｿﾌﾞﾁﾙｹﾄﾝ 45 ﾄﾙｴﾝ 49 ﾍｷｻﾝ 50 以上含まれないこと	3	吸着、触媒燃焼、直接燃焼、凝縮と吸着の併用等(トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンについては吸着凝縮と吸着の併用等)

(注) 1 施設の種類欄の数字はそれぞれ次の意を表す。
「1」対象物質を発生する施設すべてを対象とする。
「2」対象物質を発生する施設のうちばい煙施設以外を対象とする。
「3」右欄に掲げる有害ガスのうち、いずれか1以上を発生する施設のうち、ばい煙施設及び炭化水素系物質を貯蔵する施設以外の施設。
2 基準値は排出口から大気中に排出される標準状態に換算した総排出物1m^{3}当たりの有害ガスの1作業期間の平均の量を表す。

□ 有害ガス取扱施設の構造基準(環境確保条例　条例施行規則　別表第5)

1	施設の密閉構造、蒸発防止設備が設置されている構造等有害ガスの排出を可能な限り抑制する構造であること。
2	施設に開放部がある場合には、原則として有害ガスを拡散しないように吸引し処理するための局所排気装置が設置されていること。
3	局所排気装置の構造は、できるだけ少ない排風量で有害ガスを完全に捕捉吸引できるようにフードの構造を選択すること。
4	有害ガスや有害ガスを発生する有機溶剤等を取り扱う作業は、局所排気装置及び排出防止設備の作動を確認した後開始すること。
5	局所排気装置及び排出防止設備等は、定期的に点検及び検査を行い、その性能を保持すること。

【その他の関連法令】

このガイドで取りまとめたVOC排出抑制策を実施する際に、新たに留意する必要がある法令を以下の表に示します。法令の詳細は電子政府の総合窓口「e-Gov」をご確認ください。

（http://www.e-gov.go.jp/about/outline.html）

法令の名称	目的・抑制策との関連
有機溶剤中毒予防規則（労働安全衛生法）	【目的】 労働基準法と相まつて、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること（労働安全衛生法 第一章　第一条より） 【VOC排出抑制策との関連】 局所排気装置・プッシュプル型換気装置の設置・法定制御風速 【実施する際にこの法令を新たに留意する必要がある抑制策】 工場内塗装「2-5」・印刷分野「2-4」「2-6」・金属等脱脂洗浄「2-7」「2-8」
粉じん障害防止規則（労働安全衛生法）	【目的】 同上（労働安全衛生法　第一章　第一条より） 【VOC排出抑制策との関連】 粉じん作業が発生する場合の措置 【実施する際にこの法令を新たに留意する必要がある抑制策】 工場内塗装「3-2」
消防法	【目的】 火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行い、もつて安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資すること（第一章　第一条より） 【VOC排出抑制策との関連】 危険物（引火性液体など）を取扱う場合の措置 【実施する際にこの法令を新たに留意する必要がある抑制策】 工場内塗装「4-1」「4-2」 印刷「4-1」「4-2」 金属等脱脂洗浄「3-1」 ドライクリーニング「2-3」
水質汚濁防止法／下水道法	【目的（水質汚濁防止法）】 工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によつて、公共用水域及び地下水の水質の汚濁（水質以外の水の状態が悪化することを含む。以下同じ。）の防止を図り、もつて国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに工場及び事業場から排出される汚水及び廃液に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ること（第一章　第一条より） 【目的（下水道法）】 流域別下水道整備総合計画の策定に関する事項並びに公共下水道、流域下水道及び都市下水路の設置その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、もつて都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資すること（第一章　第一条より） 【VOC排出抑制策との関連】 排水処理 【実施する際にこの法令を新たに留意する必要がある抑制策】 工場内塗装：「3-3」・印刷分野「3-2」・金属等脱脂洗浄「3-2」

付録

関係団体一覧

○全体	
東京都環境局　環境改善部 化学物質対策課　企画係 （東京都 VOC 対策アドバイザー 派遣制度の問い合わせ先）	〒163－8001 東京都新宿区西新宿2－8－1 電話：03－5388－3457（直通） FAX：03－5388－1376 URL：http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/air/air_pollution/voc/index.html
○工場内塗装	
東京工業塗装協同組合	〒108-0014 東京都港区芝5-31-16　YCCビル9F 電話：03－5765－6273（代） FAX：03－5765－6274 URL：http://www.coat-tokyo.com/
日本塗装機械工業会	〒162-0805 東京都新宿区矢来町3　塗料報知新聞社内 電話：03－5579－2511（代） FAX：03－3260－6116 URL：http://www.cema-net.com/
一般社団法人 日本塗装工業会	〒150-0032 東京都渋谷区鶯谷町19－22　塗装会館　3F 電話：03－3770－9901（代） FAX：03－3770－9980 URL：http://nittoso.or.jp/
一般社団法人 日本塗料工業会	〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿3-12-8　東京塗料会館　1F 電話：03－3443－2011（代） FAX：03－3443－3599 URL：http://www.toryo.or.jp/
○印刷	
印刷インキ工業会	〒107－0052 東京都港区赤坂1－9－13　三会堂ビル 電話：03－5545－6803（代） FAX：03－5545－6804 URL：http://www.ink-jpima.org/
全国グラビア協同組合連合会 関東グラビア協同組合	〒131－0002 東京都墨田区業平1－21－9　あさひ墨田ビル2F 電話：03－3622－1895（代） FAX：03－3622－1814

○印刷	
一般社団法人 日本印刷産業連合会	〒104－0041 東京都中央区新富1－16－8　日本印刷会館8F 電話:03－3553－6051(代) FAX:03－3553－6079 URL:　http://www.jfpi.or.jp/
一般社団法人　日本WPA	〒112－0006 東京都文京区小日向2－31－14 電話:03－5976－8031(代) FAX:03－5976－8030 URL:　http://www.waterless.jp/
○金属等脱脂洗浄	
クロロカーボン衛生協会	〒104－0033 東京都中央区新川1－4－1 住友不動産六甲ビル　8F 電話:03－3297－0321(代) FAX:03－3297－0316 URL:　http://www.jahcs.org/
東京都鍍金工業組合	〒113－0034 東京都文京区湯島1－11－10　めっきセンター内 電話:03－3814－5621(代) FAX:03－3816－6166 URL:　http://www.tmk.or.jp/
日本産業洗浄協議会	〒105－0011 東京都港区芝公園1－3－5　バルコ御成門6F 電話:03－5777－0791(代) FAX:03－5777－0675 URL:　http://www.jicc.org/
○ドライクリーニング	
全国クリーニング協議会	〒141－0032 東京都品川区大崎3-6-17　大崎ビル5階 電話:03－3493－2130 FAX:03－3492－8817 URL:　http://www.cl-zenkyo.x0.com/
東京都クリーニング生活 衛生同業組合	〒112－0004 東京都文京区後楽2－3－10　日本クリーニングセンタービル2階 電話:03－3813－4251(代) FAX:03－3813－4258 URL:　http://www.tokyo929.or.jp/
一般社団法人 日本産業機械工業会	〒105－0011 東京都港区芝公園3－5－8　機械振興会館4階 電話:03－3434－6821(代) FAX:03－3434－4767 URL:　http://www.jsim.or.jp/

おわりに

本ガイドの作成に当たっては、東京都工場内 VOC 対策再検討プロジェクトチームを設置し、検討が行われました。

[プロジェクトチーム委員]

○岩崎 好陽	公益社団法人　におい・かおり環境協会　会長
殖栗 正雄	一般社団法人　日本印刷産業連合会　GP 推進部　部長
木下 稔夫	地方独立行政法人　東京都立産業技術研究センター 開発本部　開発第二部長　兼表面技術グループ長
高木 隆	印刷インキ工業会　技術委員会　副委員長
花田 毅	日本産業洗浄協議会　委員
林　正明	東京工業塗装協同組合　理事長
原　勝幸	一般社団法人　日本産業機械工業会　業務用洗濯機部会技術委員会　委員
樋川 浩一	日本塗装機械工業会　技術部会　委員
村田 英雄	全国グラビア協同組合連合会　専務理事

（五十音順・敬称略、○は座長を示す。）

本ガイドの作成に際し、事業者及び関連メーカー、業界団体等の多数の方々にも御協力いただき、厚く御礼申し上げます。また、ガイドの作成のための基礎資料の調査・収集は、株式会社環境計画研究所が実施しました。

なお、基となった「東京都ＶＯＣ対策ガイド[工場内編]」については、平成１７年度に東京都ＶＯＣ対策検討委員会とその下に工場内対策ワーキンググループを設置し、検討が行われたものです。

[東京都ＶＯＣ対策検討委員会]

岩崎 好陽	（社）におい・かおり環境協会　副会長
亀屋 隆志	横浜国立大学大学院工学研究院　助教授
◎坂本 和彦	埼玉大学大学院理工学研究科　教授
高橋 靖明	（社）日本印刷産業連合会調査研究事業推進部 テクニカルアドバイザー
土井 潤一	日本産業洗浄協議会　理事
西村 幸男	（社）日本塗料工業会　専務理事
本橋 健司	（独）建築研究所　材料研究グループ長・建築生産研究グループ長

[工場内対策ワーキンググループ]

岡田　勇司	東京工業塗装協同組合　副理事長
○亀屋　隆志	横浜国立大学大学院　工学研究院助教授
高坂　孝一	（財）洗濯科学協会　技術編集委員
志賀　孝作	東京都鍍金工業組合　環境科学研究所長
樋川　浩一	日本塗装機械工業会　技術部会委員
藤野　和夫	全国グラビア協同組合連合会　専務理事
山口　春雄	印刷インキ工業会　技術委員会副委員長
油井　喜春	（社）日本印刷産業連合会　調査研究推進部長代理

（五十音順・敬称略、所属・役職は当時、◎は委員長、○は座長を示す。）